

〔巻頭言〕

ソフト・ロー的理念を育てる信託

理事 曾野和明

大正11年に制定された「信託法」は、民事信託を念頭に置いているため、事業性のある信託は、今日まで営業信託的側面の主張を差し控えつつ運用されてきた。しかし、バブルの処理やビッグ・バンとの結びつきの中で制定された資産流動化法、および投資信託法の改正においては、柔軟に対応できる信託のメカニズムが活用された。弾力的な信託の有用性が、今一気に脚光を浴びている。

すでに昨秋、学界および実務界関係者による共同作業は、商事信託法制要綱案を生んでいるが、今後は、わが国でも、信託の柔軟性がより広く資産運用型にも利用される方向へと向かうであろう。資産の流動化、証券化に信託を活用することや、集団性のある合同運用信託を認めるこのような発展は、わが国が英米で発達した信託を取り入れるに際し、私法的な一般ルールとして導入せず、信託業法とともに、欧米に比べ強行法規性のより強い一つの技術的な制定法によるシステムとしてこれを維持し、倫理性の強い規定とともに資産隔離を認めるシステムとして長年にわたり育ててきたことに負うところ大であると思われる。

今後、商事信託の運用においては、委託者の意向の尊重が前面に出る民事信託とは異なり、受託者と受益者（＝委託者）間のビジネス関係の適切な処理へと重心が移るため、民事信託の場合と違って、そこに当事者自治を認める余地も広まる。そこでは、自治の枠組みと信託の基本的理念としての倫理的規範との相互関係についての吟味が繰り返し行なわれ、その内容は深化して行くであろう。

ところで近年、規制緩和の流れに比例して、社会規範的なものを直接注入すべき司法の役割が増大している。同時に、具体的紛争において、

裁判以外の紛争解決方法が盛んとなってきており、その結果の現実的妥当性に社会の関心が向くようになってきている。そして、伝統的な法実証主義的感覚では受け入れられにくいのが、実社会では、それを妥当なものとして受け入れる判決も出始めたことを感じる。国際契約法の分野でも、国連売買条約その他最近生まれつつある国際的統一規範において、取引関係に入った場合における相互の信認保護の重要性を前面に押し出すルールが打ち出されつつある。そこには、専門化し複雑化した現代社会において、人間相互の信頼関係の維持へ向けて、広く社会規範的なものの注入を図ることにより、全体としての秩序を維持しようとの態度も浮かび上がっている。

信託を生んだ英米の衡平法は、その発生の歴史的背景からみても、普通法の厳格性とは対照的に、その弾力性・融通性を特色としている。たしかに、倒産からの隔離を保障する場合のように、信託がシステムとして機能するときは、もちろんそれを支える法の強行法規性は強い。しかし、他方で、このようなシステムとしての信託に根付いてきた社会生活関係における信認関係の強調は、それ自身が触媒となって、社会に、人間関係のあるべき姿についての理念をも注ぎ込み続ける。

グローバルな取引における信託スキームの汎用は、システムとしての信託を有する国か否かという次元を離れて、同一の目的を持つものを実質的に同様なものとして処理しようとする国際信託条約を成立させている。システムとして特化した信託がその本領を発揮できる時代と、信託に流れる倫理的理念が少なくとも契約法の中に一般化して浸透する時代とが、双方向に拡大しつつ到来したように思われる。